

# 春日市 小学校給食食物アレルギー対応マニュアル



春日市教育委員会

(令和8年3月改定)

## はじめに

---

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにすることです。

そのため安全性を最優先し、管理職をはじめとした全ての教職員、調理員及び教育委員会関係者等が相互に連携し、共通認識をもって組織的に対応することが不可欠です。

市教育委員会では、平成 27 年 3 月に文部科学省が「学校給食における食物アレルギー対応指針」を示したことを機に、平成 28 年度に小学校給食に係る食物アレルギー状況調査を実施し、各小学校の実態を把握しました。その結果、食物アレルギー対応が必要な児童数及び食物アレルギー対応食品数の増加により、各小学校の食物アレルギー対応が複雑化している現状が明らかとなり、安全確保を最優先とするためには、学校及び市教育委員会が組織的かつ統一的な対応をすることが必要であることを確認しました。

そこで、平成 29 年度は、学校（学校長、養護教諭、栄養教諭等）及び市教育委員会事務局職員による「春日市立小中学校アレルギー対応検討会」を組織し、食物アレルギー対応に係る統一的な対応マニュアルの作成に向け、検討を重ねました。

検討に当たっては、「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（平成 20 年文部科学省監修・財団法人日本学校保健会発行）」に沿って、安全性を最優先とすることを基本としました。また、「春日市学校保健連絡調整会議」において、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び保護者代表等の意見を伺い、マニュアル作成の参考としました。

これらの検討を踏まえ、本マニュアルは完成しました。なお、本マニュアルに沿った対応の実施は、令和 2 年 4 月からとし、令和元度は移行準備期間としています。

食物アレルギー事故防止のためには、本マニュアルを活用し、全ての関係者が当事者としての意識と共通認識を強く持って対応することが重要となります。各学校においては、管理職を中心に全教職員が組織的に対応できる体制を作り、本マニュアルの実効性を高めていくことが必要となります。また、市教育委員会では、今後も定期的に「春日市立小中学校アレルギー対応検討会」を開催し、本マニュアルの移行準備の状況や本マニュアルに基づく各小学校の食物アレルギー対応の実態等について情報共有を行うとともに、関係機関との連携等を行い、食物アレルギー事故防止の取組をさらに進めていきます。

令和元年 5 月

春日市教育委員会

# 目 次

## 第 1 章 給食に関する基本的な対応方針

- 1 基本的な対応方針 -----1
- 2 学校（教職員）の役割 -----1
- 3 教育委員会の役割 -----3

## 第 2 章 学校給食における食物アレルギー対応

- 1 学校給食における食物アレルギー対応について -----4
- 2 食物アレルギー対応の申請手順について -----10
- 3 食物アレルギー対応の具体的な手順について -----12
- 4 申請・解除・牛乳停止等の手続きについて -----14

## 第 3 章 緊急時の対応

- 1 食物アレルギー緊急時対応マニュアル（福岡県教育委員会）  
アレルギー症状への対応の手順 -----15
- 2 A：施設内での役割分担 -----16
- 3 B：緊急性の判断と対応 -----17
- 4 C：エピペンの使い方 -----18
- 5 D：救急要請のポイント -----19
- 6 E：心肺蘇生と A E D の手順 -----20
- 7 F：症状チェックシート -----21

## 第 4 章 学校生活（給食以外）での留意点

- 1 校内における教育活動 -----23
- 2 校外学習・宿泊を伴う行事 -----23

## 様式

様式 1 - 1	学校給食における食物アレルギー対応役割分担表-----	①
様式 1 - 2	食物アレルギー個別対応給食申請書《取組プラン》-----	②
様式 2 - 1	食物アレルギー調査票（就学時健診）-----	③
様式 2 - 2 - 1	学校給食に係る食物アレルギー等調査票（新1年生用）-----	④
様式 2 - 2 - 2	学校給食に係る食物アレルギー等調査票（転入生用）-----	⑤
様式 2 - 3	学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）-----	⑥
様式 2 - 4 - 1	学校給食飲用牛乳の停止届-----	⑦
様式 2 - 4 - 2	学校給食飲用牛乳の開始届-----	⑧
様式 2 - 5 - 1	学校給食の停止届-----	⑨
様式 2 - 5 - 2	学校給食の開始届-----	⑩
様式 2 - 6 - 1	学校給食用主食の停止届-----	⑪
様式 2 - 6 - 2	学校給食用主食の開始届-----	⑫
様式 2 - 7	食物アレルギー対応解除申請書-----	⑬
様式 3 - 1	学校給食における食物アレルギー発症報告書-----	⑭

## 資料

資料 1 - 1	食物アレルギー緊急時個別対応表
資料 2 - 1	食物アレルギー対応表
資料 2 - 2	食物アレルギー対応一覧表



# 第1章 給食に関する基本的な対応方針

## 1 基本的な対応方針

- (1) 食物アレルギーを有する児童においても、給食時間を安全にかつ楽しんで過ごすことを目標として、以下の原則を踏まえて食物アレルギー対応を実施する。

### (原則)

- ア 食物アレルギーを有する児童にも給食を提供する。そのためにも**安全性を最優先**とする。
- イ 各学校は、対応委員会等により組織的に対応を行う。
- ウ 給食における食物アレルギー対応(※1)が必要な児童は、「ガイドライン」に基づき、毎年1回以上、医師の診断による「学校生活管理指導表(※2)」(様式2-3)の提出を**必須**とする。
- エ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(**提供するかしらないか**)を原則とする。
- オ 学校及び調理場の施設設備、人員を鑑み、無理な(過度に複雑な)対応は行わない。
- カ 市教育委員会は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

※1「食物アレルギー対応」は、給食の原材料を詳細に記した献立表の配布、食物アレルギーにより給食を提供しないことも含む。

※2「学校生活管理指導表」は、個々の児童についてのアレルギー疾患に関する情報を、主治医・学校医に記載してもらい、保護者を通じて学校に提出されるもの。

## 2 学校(教職員)の役割

### (1) 校長の主な役割

- ア 対応委員会の設置及び「学校給食における食物アレルギー対応役割分担表(以下、対応役割分担表)」(様式1-1)の作成。
- イ 「食物アレルギー個別対応給食申請書《取組プラン》(以下、申請書《取組プラン》)」(様式1-2)の最終決定。  
個人の食物アレルギーの状況や学校全体の状況、施設・設備等の状況も考慮して対応内容を決定する。
- ウ 保護者との面談に参加し、学校としての基本的な考え方等を説明する。
- エ 全教職員へ、「申請書《取組プラン》」(様式1-2)及び「食物アレルギー緊急時個別対応表(以下、緊急時個別対応表)」(資料1-1)について周知徹底する。
- オ 全教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーの正しい知識をもち、エピペンを正しく扱えるように、実践的な研修を年1回以上定期的実施する。
- カ 献立案や「食物アレルギー対応表」(資料2-1)の内容を確認し確定する。
- キ 緊急時には、情報収集、状況把握及び救急車要請などを判断し、役割分担に沿った的確な指示を行う。また、対応内容を、「学校給食における食物アレルギー発症報告書」(様式3-1)により市教育委員会へ報告する。
- ク 食物アレルギーに係る情報は、教職員が正しく理解し共有するとともに、個人情報としての厳重な管理とプライバシーへの配慮について周知する。

(2) 養護教諭の主な役割

- ア 保護者との面談に参加し、食物アレルギー疾患の児童の状況を把握し、「学校生活管理指導表」(様式 2-3)「申請書《取組プラン》」(様式 1-2)及び「緊急時個別対応表」(資料 1-1)について情報を共有する。
- イ 「対応役割分担表」(様式 1-1)に沿った対応を行う。
- ウ 主治医、学校医、医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。
- エ 緊急時には、本マニュアルに基づき、各校の対応委員会で定めた役割分担に沿って対応を行う。

(3) 学級担任の主な役割

- ア 保護者との面談に参加し、食物アレルギー疾患の児童の状況を把握し、「取組プラン」(様式 1-2)及び「緊急時個別対応表」(資料 1-1)について情報を共有する。また、不在の場合は、サポートに入る教職員と十分な引継ぎを行い、同等の対応ができるように配慮する。
- イ 「対応役割分担表」(様式 1-1)に沿った対応を行う。
- ウ 緊急時には、本マニュアルに基づき、各校の対応委員会で定めた役割分担に沿って対応を行う。
- エ 食物アレルギー疾患の児童が、安全で安心な学校生活を送れるよう環境を整える。
- オ 食物アレルギーについて、児童が正しく理解できるように指導を行う。

(4) 栄養教諭等の主な役割

- ア 食物アレルギー対応表(資料 2-1)を作成し、校長に報告して承認を受ける。
- イ 保護者との面談に参加し、食物アレルギー疾患の児童の状況を把握し、「学校生活管理指導表」(様式 2-3)、「取組プラン」(様式 1-2)及び「緊急時個別対応表」(資料 1-1)について情報を共有する。
- ウ 「対応役割分担表」(様式 1-1)に沿った対応を行う。
- エ 緊急時には、本マニュアルに基づき、各校の対応委員会で定めた役割分担に沿って対応を行う。
- オ 給食の情報を保護者や他の教職員へ知らせ、毎月の対応を検討する。
- カ 調理員との対応内容の綿密な打合せ、「食物アレルギー対応表」(資料 2-1)及び「作業工程表」の確認等により、アレルギー対応食を提供する。

(5) 調理員の主な役割

- ア 食物アレルギー疾患の児童の状況を把握し、「学校生活管理指導表」(様式 2-3)、「取組プラン」(様式 1-2)、「緊急時個別対応表」(資料 1-1)について情報を共有する。
- イ 「対応役割分担表」(様式 1-1)に沿った対応を行う。
- ウ 栄養教諭等との対応内容の綿密な打合せ、「食物アレルギー対応表」(資料 2-1)及び「作業工程表」の確認等により、アレルギー対応食を提供する。

### 3 教育委員会の役割

#### (1) 研修会の開催

ア 必要に応じて教職員を対象とした食物アレルギーに関する研修会を開催する。

イ 各校で、全教職員を対象とした実践的な研修を年1回以上定期的に行うよう指導する。

#### (2) 各校の食物アレルギー情報を共有するとともに、状況に応じた適切な支援を行う。

#### (3) 対応事案等の把握・情報提供、改善策の検討

ア 対応事案やヒヤリハット事例等を把握し、必要に応じて情報提供等を行う。

イ 対応事案やヒヤリハット事例の分析を行い、改善策を講じるとともに、必要に応じて本マニュアルを更新する。

## 第2章 学校給食における食物アレルギー対応

### 1 学校給食における食物アレルギー対応について

#### (1) 対応方法の基本的な考え方と配慮事項

対応にあたっては、「対応指針」に示されている「学校給食における食物アレルギー対応の原則的な考え方」(P 37)に基づき、除去食等の対応を必要とする児童、対応が必要な食品の種類、調理施設の状況等、学校の状況を勘案し判断する。

#### (2) 学校給食での食物アレルギー対応実施基準について

ア 医師の診察・検査(可能な限り食物経口負荷試験)により、「食物アレルギー」と診断され、医師から特定の食物に対して対応の指示があること。

イ 基本的に1年に1回は受診し、医師の診断を受け、学校生活管理指導表(様式2-3)の提出があること。

ウ 家庭でも該当原因食物の除去を行っていること。

#### (3) 対応する原因食物について

アレルギー対応食の対象となる食物は、現在の施設で調理作業上安全に除去が可能な、「卵」、「乳」、「えび」、「かに」、「いか」、「あさり」、「アーモンド」に限定する。

#### (4) 学校給食における主な対応方法

主な対応方法は次のとおりとする。各項目の説明は【表1】を参照すること。

ア 詳細な献立表による情報提供を行う。

イ 食物アレルギーの原因食物を調理の過程で除いて給食を作る「除去食対応」を行う。

ウ 除去食物の代わりとなる食物を提供する「代替食対応」を、可能な範囲で行う。

エ アレルギー対応食の提供が困難な場合、給食の一部または全部を提供しない。

【表1】

詳細な献立表対応	給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示又は児童自身の判断で、給食から原因食物を除いて食べる対応。基本的に、単品で提供されるもの(例 果物など)以外、調理されると除くことが難しい。
除去食対応	原因食物を給食から除いて提供する。 例) かき玉汁に卵を入れない等
代替食対応	主菜(たんぱく源)のみ対応。簡単に調理できる加工品を提供する。
弁当対応	[一部弁当対応] アレルギー対応食の提供が困難な献立に対してのみ、部分的に弁当を持参する。  [完全弁当対応] アレルギー対応食の提供が困難なため、すべて弁当持参する。

#### (5) 食物アレルギー対応の単純化について

安全性確保のために、多段階のアレルギー対応食の提供は行わず、原因食物を「提供するかしないかの二者択一」を原則とし、対応の単純化を図る。

ア 代替食対応は、主菜（たんぱく源）に限定し、代替食は簡単に調理できる加工品とする。

イ 完全除去のみとし、多段階対応は行わない。

※ 多段階対応とは、「少量可」、「つなぎ可」、「〇gまでは可」などの量の違いによるさまざまなレベルを児童の症状に合わせて個別に対応を行うこと。

ウ 乳アレルギー児童が、パン（少量の乳を含む）を食べられる場合でも、多段階対応は行わないため、完全除去対応とする。

※ 飲用牛乳の停止については、本マニュアル P12 参照。

エ 一つの料理に対して、一種類の除去食とする。

※ 一つの料理について、原因食物の異なる児童が複数いる場合は、該当する原因食物をすべて除去した一つの除去食とする。

オ 調理工程上で除去が難しい料理は提供しない。

※ 調理の最終段階で除去できるものに限る。

カ 給食室での対応が困難な場合は、家庭から弁当や代替食の持参を認める。

#### (6) コンタミネーション（※3）対応について

学校給食は、限られた調理スペース、決められた時間内に大量の調理を衛生管理に注意しながら行うため、調理工程及び洗浄の際に意図せず原因食物が混入する可能性がある。

また、食品加工工場等の製造過程で、微量混入する可能性も考えられるため、基本的にコンタミネーションには対応しない。

コンタミネーション対応が必要な児童は、原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味し、給食での対応は困難と判断されるため、完全弁当対応（給食停止）とする。

※3「コンタミネーション」は、食品を製造する際に機械や器具からアレルギーを起こす物質が意図せずに混入すること。

#### (7) 調味料・だし・添加物・エキス等微量混入の対応について

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食においても、基本的に除去しない。【表2】これらについて対応が必要な児童は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味し、給食での対応は困難と判断されるため、完全弁当対応（給食停止）を考慮する。

【表2】

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう・エキス
肉類	エキス
りんご	ウスターソース・りんご酢・ドライカレー・香料

※ 以下のような場合、基本的には除去を行わない。

【小麦の例】

名称：肉だんご

原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、  
香辛料（小麦含む）、酵母エキス、調味料（アミノ酸、核酸）

【りんごの例】

名称：りんご酢

原材料名：りんご果汁、  
アルコール、食塩、水

※ りんごはその抗原が熱に不安定という特質から、加熱済みのりんごでアレルギー反応が出ることはまれである。りんご酢やドライカレーなどに含まれるりんごは加熱されており、かつ含まれるりんごの量は極微量であるため除去する必要のない食品とする。

(8) 完全弁当対応（給食中止）の判断基準について

以下に該当する場合は、安全な給食提供は困難であり、完全弁当対応（給食停止）とする。完全弁当対応にすることについては、校内食物アレルギー対応委員会で検討して決定する。

ア 微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- ① 調味料・だし・添加物・エキスの除去が必要
- ② 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起）の表示がある場合についても除去が必要
- ③ 調理過程で飛散する量にも注意が必要など、極微量でもアレルギー反応がでる場合
- ④ 多品目の食物除去が必要
- ⑤ 食器や調理器具の共用ができない
- ⑥ 油の共用ができない
- ⑦ その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

※ ①～⑦に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認する。

【注意喚起の例】

- 同一工場・製造ライン使用によるもの  
「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」
- 原材料の採取方法によるもの  
「本製品で使用しているしらす干しは、えび・かきが混ざる漁法で採取しています。」
- えび、かきを捕食していることによるもの  
「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび・かきを食べています。」

(9) 献立作成について

ア 「対応指針」(P18・P19) に示された基本的な考え方を参考に献立を作成する。

- ① 原因食物を除去しやすい献立とする

卵、乳については、安価で重要な栄養源であり、学校給食において必要な食物である。除去を必要とする児童がいる場合、原因食物を取り除きやすい調理方法を検討する。

- ② 新規発症の原因となりやすい食物の使用に配慮する

新規発症の原因となりやすいキウイフルーツは、使用しない。また、他の新規発症の原因となりやすい食物の使用については十分に配慮する。

- ③ 調理作業動線・作業工程に配慮した献立とする

調理作業や配膳スペースが限られているため、コンタミネーションを避けるための作業動線や作業工程の工夫を献立作成の時点で考慮する。

- イ アナフィラキシーなど、重篤な症状を引き起こす可能性の高い食材である「落花生（ピーナッツ）」「そば」「くるみ」「カシューナッツ」については、使用しない。
- ウ できる限り、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮する。同じ原因食物の使用は最小限とし、対応を単純化する。
- エ 同じ原因食物を使用する日を週単位で検討し、一週間にその原因食物が使用されない日を作るなどの考慮をする。
- オ 加工食品は、添加物として原因食物が使用されていない食品を選定する等の対応を考慮する。

## (10) 統一書式の使用と情報管理について

### ア 統一書式の使用

食物アレルギー対応が必要な児童の情報把握や献立等の確認のために必要な以下の書類に関しては、全校共通の統一書式を使用する。

- |                                 |                 |
|---------------------------------|-----------------|
| ① 学校給食における食物アレルギー対応役割分担表        | …様式 1-1         |
| ② 食物アレルギー個別対応給食申請書《取組プラン》       | …様式 1-2         |
| ③ 食物アレルギー調査票（新1年生用・就学時健診時）      | …様式 2-1         |
| ④ 学校給食に係る食物アレルギー等調査票（新1年生・転入生用） | …様式 2-2-1、2-2-2 |
| ⑤ 学校生活管理指導表                     | …様式 2-3         |
| ⑥ 学校給食飲用牛乳の停止届・開始届              | …様式 2-4-1、2-4-2 |
| ⑦ 学校給食の停止届・開始届                  | …様式 2-5-1、2-5-2 |
| ⑧ 学校給食用主食の停止届・開始届               | …様式 2-6-1、2-6-2 |
| ⑨ 食物アレルギー対応解除申請書                | …様式 2-7         |
| ⑩ 学校給食における食物アレルギー発症報告書          | …様式 3-1         |

### イ 情報の管理

- ① 食物アレルギー対応が必要な児童の情報は、全教職員が正しく理解し共有する。
- ② 「申請書《取組プラン》」（様式 1-2）と「緊急時個別対応表」（資料 1-1）とを個人別にまとめ、学校内の所定の場所で保管し、情報共有する。
- ③ 緊急時には、適切な対応を行うとともに、医療機関・消防機関の求めに応じて、積極的に情報を提供する。

## (11) 「学校生活管理指導表（様式 2-3）」について

給食における除去食物の決定及び弁当持参（給食停止）の判断を行う際に医師の診断が必要なため、学校生活管理指導表（様式 2-3）の提出は年 1 回必須とする。ただし、次の条件のいずれかに該当する場合は、保護者の希望がなければ提出をしなくてもよい。

ア 食物アレルギーであっても、医師により給食における対応は不要と診断された。

イ 原因食物が、給食に使用しない次の食品のみである。【生卵、落花生（ピーナッツ）、そば、くるみ、カシューナッツ、キウイフルーツ】

ウ 原因食物が、給食での使用履歴がない食品のみであり、保護者が詳細献立の提供を希望していない。【例：あわび、いくら、まつたけ等】

エ 食物アレルギー対応が必要なく、乳糖不耐症により牛乳を中止する。

※ 乳糖不耐症は、小腸でラクターゼが十分に働かず、乳糖が分解されないことで症状を起こすもので、食物アレルギーとは異なる。また、成長に伴う寛解の可能性も低い。対応は、飲用牛乳のみを中止とし、保護者との面談も不要とする。

## (12) 学校における対応委員会の設置・運営について

校長を責任者として、下記アを参考に委員を決定し、必要に応じて、他の関係者も加え、日程・実務者・参加者を決定して、校内の児童の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定する。

### ア 委員構成例

校長、副校長・教頭、教務主任・主幹教諭、養護教諭、栄養教諭等、保健主事、給食主任、関係学級担任・学年主任

### イ 実施事項例

- ・食物アレルギー疾患のある児童の把握と対応決定
- ・「対応役割分担表」(様式 1-1) の作成及び周知
- ・緊急時に適切な対応がとれる体制の整備及び緊急時対応の確認
- ・校内研修・訓練の企画検討
- ・献立の確認
- ・ヒヤリハット事例の検証
- ・「学校生活管理指導表」(様式 2-3)、「緊急時個別対応表」(資料 1-1) 等の検証(セカンドオピニオン対応医療機関への受診勧奨の要否含む)
- ・その他必要事項

## (13) 学級での対応について

- ア 担任は、給食対応が書かれた「食物アレルギー対応表」(資料 2-1) を、いつでも誰でも確認できるように、各学校で決められた教室の所定の場所に置く。
- イ 担任は、毎日の給食の内容について「食物アレルギー対応表」(資料 2-1) をもとに、配膳しないものや除去食等を、該当児童と確認する。
- ウ アレルギー対応食がある場合は、配膳室で担任と調理員の両者が確認し、受け取る。
- エ 教室では、アレルギー対応食が該当児童に確実に渡すよう担任が確認し、喫食開始までラップをはずさない。
- オ 給食開始から後片づけまで、原因食物が該当児童に接触することがないように教室内で担任が指導する。
- カ 担任は、児童が食物アレルギーに対して正しく理解ができるよう指導に努める。
- キ 誤飲・誤食等のアレルギー事故があった場合には、早急に緊急時対応マニュアルに沿って対応する。
- ク 上記の内容について、担任が不在の場合は代わりに入る教職員が対応する。

## (14) 食器について

- ア 誰にでもわかりやすい対応により学級全体で食物アレルギーに配慮した行動を目指すため、食器の色分けにより視覚的にもわかりやすくする。
- ・普通食 … 通常の食器(白地でふちにラインが入ったもの)
  - ・アレルギー対応食 … ピンク色の食器(ピンク地でラインのないもの)

## (15) 保護者への依頼事項

- ア 学校(教職員)は、保護者に対し、自分の子供に伝えておくべき事項を確認する。
- ① 子供に食物アレルギーがあることを理解させ、給食の食べ方や日常の食事においても注意が必要なこと等を十分に伝える。
  - ② 主治医からの指示内容を、自分の子供の理解度に合わせてわかりやすく説明する。

- ③ 食物アレルギーのために食べられない献立は、子供と必ず一緒に献立表で確認し、何が食べられないかを子供に知らせる。
- ④ 学校と話し合いの上、飲み薬や塗り薬を学校に持参する必要がある場合は、子供が正しく服用等できるように理解させ、管理方法についても説明する。  
※薬については自己管理とする。
- ⑤ 学校で具合が悪くなった時は、すぐに子供自ら教職員（近くにいる大人）に知らせるように伝える。

イ 栄養量を配慮した代替食持参の協力を求める。

- ① 除去食は、食物アレルギーの原因食物を除いて調理するため、必要な栄養量の確保が難しくなる。そのため、代替食や家庭での食事で配慮するよう理解を求める。  
※代替食を持参した場合は、自己管理とする。

#### (16) 給食費について

ア 主食又は飲用牛乳を除去する場合のみ返金を行い、その他については給食費の返金を行わない。

ただし、主食については、年間を通して、米飯、パンともに除去している場合に限る。

イ 給食費の返金額は、春日市学校給食会理事会において決定した主食又は飲用牛乳の単価に、除去を行った給食回数に乗じた額とする。

## 2 食物アレルギー対応の申請手順について

### (1) 新1年生への対応について

#### 【新1年生への対応】

時期	対応	内容	担 当				
			管理職	養護教諭	担任	栄養士	
前年度	10月	↑ 申請 ↓ ○就学時健診会場(各小学校)において、「就学時健康診断票」の調査項目で食物アレルギーがあると回答した児童の保護者(以下、「対象保護者」という。)に「食物アレルギー調査票(就学時健診)」(様式2-1)を配付  ○就学時健診の際に相談窓口を設置し、栄養教諭等による面談を実施(食物アレルギー状況の確認)  ○対象保護者に、関係書類(「学校生活管理指導表」(様式2-3)、「申請書《取組プラン》」(様式1-2))を配付					
	11月					●	
	12月	↑					
	1月	↑ 面談 ↓	○新入学保護者説明会において、給食における食物アレルギー対応についての説明を実施  ○新1年生全員に「学校給食に係る食物アレルギー調査票(新1年生用)」(様式2-2-1)を配付(食物アレルギーの有無にかかわらず全員提出)				●
	2月		○面談日程の調整				
3月	↓ ○対象保護者との面談実施  ○対応委員会で給食での対応を決定	●	●		●		
新年度	4月	↑ 給食対応 ↓	○食物アレルギー児童の情報を一覧表にし、全教職員に周知  ○対象保護者に食物アレルギー対応決定内容を通知	●			●
			○「申請書《取組プラン》」(様式1-2)、「緊急時個別対応表」(資料1-1)、「緊急対応マニュアル」をまとめて、所定の場所に保管	●	●		●
		給食開始日	○学校での対応開始	●	●	●	●

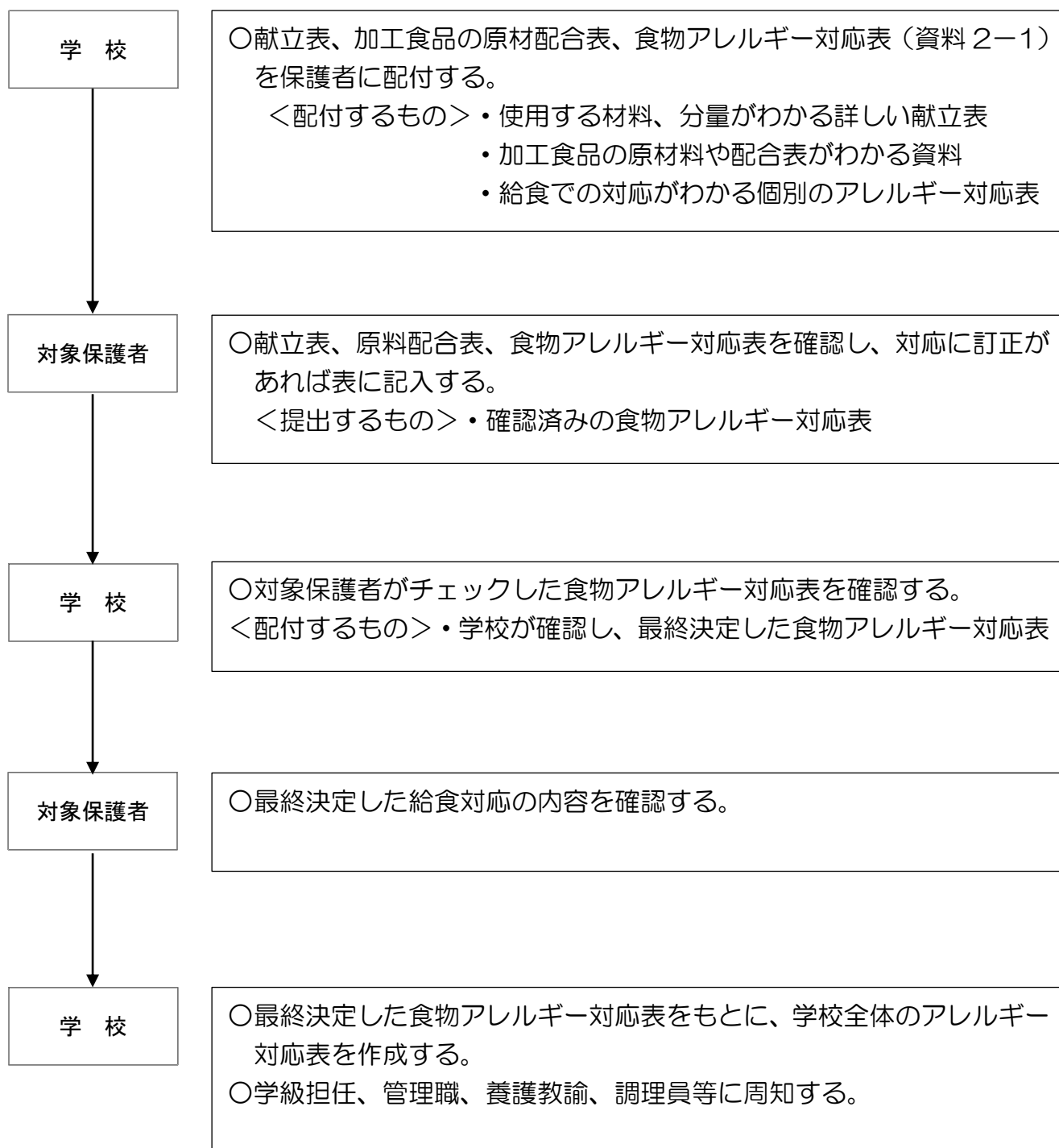
(2) 在校生への対応について

【在校生への対応】

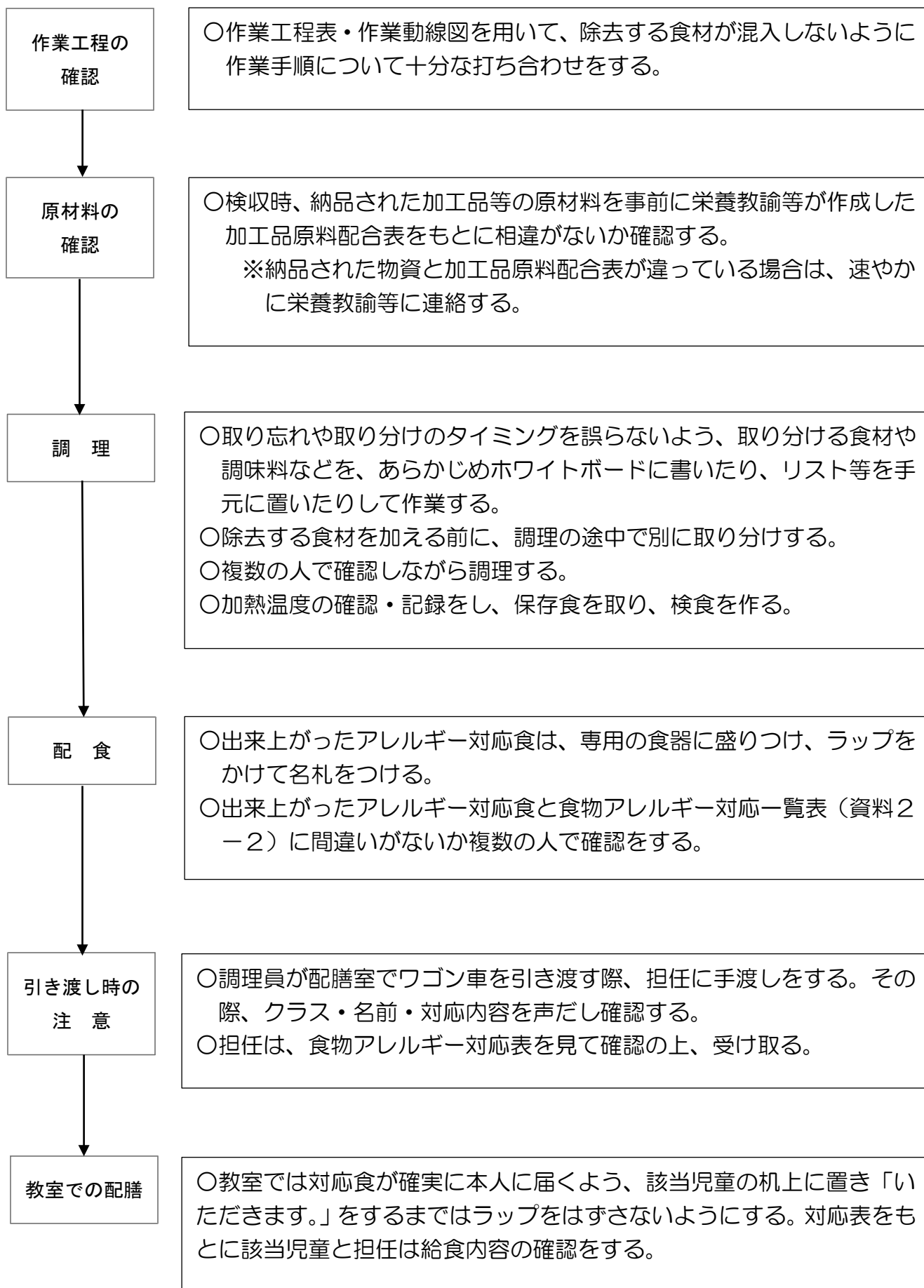
時期	対応	内容	担 当			
			管理職	養護教諭	担任	栄養士
前年度	10月	○対象保護者に、関係書類(「学校生活管理指導表」(様式2-3)、「申請書《取組プラン》」(様式1-2))を配付 ○食物アレルギー対応継続・解除の手続き、面談について対象保護者に周知				
	11月					
	12月					●
	1月	○面談日程の調整				●
	2月	○対象保護者との面談実施	●	●	●	●
	3月	○対応委員会で給食での対応を決定				
新年度	給食開始前	○食物アレルギー対応の内容について全教職員へ周知 ○対象保護者に食物アレルギー対応決定内容を通知	●			●
		○「申請書《取組プラン》」(様式1-2)、「緊急時個別対応表」(資料1-1)、「緊急対応マニュアル」をまとめて、所定の場所に保管	●	●		●
	給食開始日	○学校での対応開始	●	●	●	●
	4月					

### 3 食物アレルギー対応の具体的な手順について

#### (1) 対象保護者との確認



## (2) 調理の手順



#### 4 申請・解除・飲用牛乳停止等の手続きについて

##### (1) 新1年生の申請について

新1年生への対応については、就学時健診の際に面談を行い、入学までに児童の状況を把握するとともに、給食開始までに対応委員会において対応を決定する。

##### (2) 年度更新・新規申請について

ア 年度更新にあたっては、新たな「申請書《取組プラン》」(様式 1-2) 及び「学校生活管理指導表」(様式 2-3)を確認の上、年度内に面談を行い、対応委員会において対応内容を確定させる。

年度更新時に食物アレルギー対応の一部を解除する場合は、「食物アレルギー対応解除申請書(以下、解除申請書)」(様式 2-7)の提出は不要とする。

イ 年度途中の新規申請の場合は、「申請書《取組プラン》」(様式 1-2)と「学校生活管理指導表」(様式 2-3)を確認の上、面談を行い、対応委員会で決定の上、随時対応を開始する。

ウ 年度途中で原因食物が増え、アレルギー対応食の追加が必要な場合は、学校生活管理指導表(様式 2-3)の再提出を求める。併せて、年度更新時に作成した申請書《取組プラン》(様式 1-2)に、保護者が朱書きで追記し、余白に変更日を明記する。

##### (3) 除去の解除について

**対応指針 P17 参照**

医師の指示のもと、食物経口負荷試験を行って症状が出ないことが確認され摂取可能になった場合や、既往歴があり長期間未摂取であったものが複数回の家庭での飲食において症状が誘発されないことが確認できた場合など、医師からの許可があったときは、保護者からの除去解除の申請を受け、以下の手順で解除する。

ア 保護者は、食物アレルギー対応解除の申し出を学校に行く。

イ 学校は、「解除申請書」(様式 2-7)を保護者に渡す。

ウ 保護者が「解除申請書」(様式 2-7)を記入し、学校に提出する。

エ 学校は、保護者との面談等により、医師の指導内容や家庭における原因食物の摂取状況等を把握・確認し、対応委員会で対応を検討・決定する。

オ 学校は、「解除申請書」(様式 2-7)の学校記載欄に、決定した対応等を記入のうえ、同申請書の写しを保護者に渡す。

##### (4) 飲用牛乳の除去について

**対応指針 P18・19・35・37 参照**

飲用牛乳は、乳アレルギーや乳糖不耐症、アトピー性皮膚炎等の理由により、保護者の申し出がある場合は、除去対象とし、保護者に「学校給食用飲用牛乳の停止届」(様式 2-4-1)の提出を求める。

アレルギー対応食が不要な乳アレルギー児童であっても、飲用牛乳についてのみ除去が必要な場合は、「申請書《取組プラン》」(様式 1-2)、「学校生活管理指導表」(様式 2-3)、及び「学校給食用飲用牛乳の停止届」(様式 2-4-1)の提出により除去対応を行う。

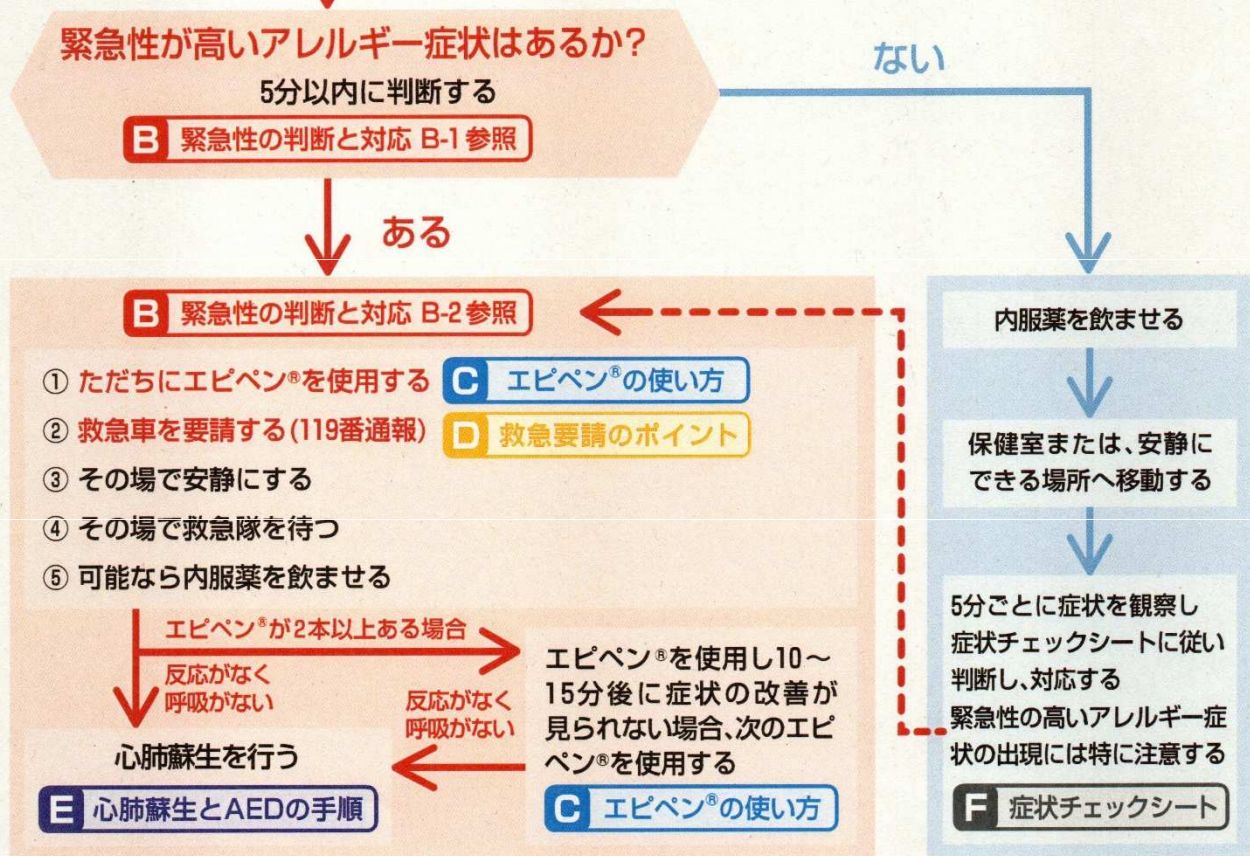
# 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

## アレルギー症状への対応の手順



- 発見者が行うこと**
- ① 子供から目を離さない、ひとりにしない
  - ② 助けを呼び、人を集める
  - ③ エピペン®と内服薬を持ってくるよう指示する
- A 施設内での役割分担**

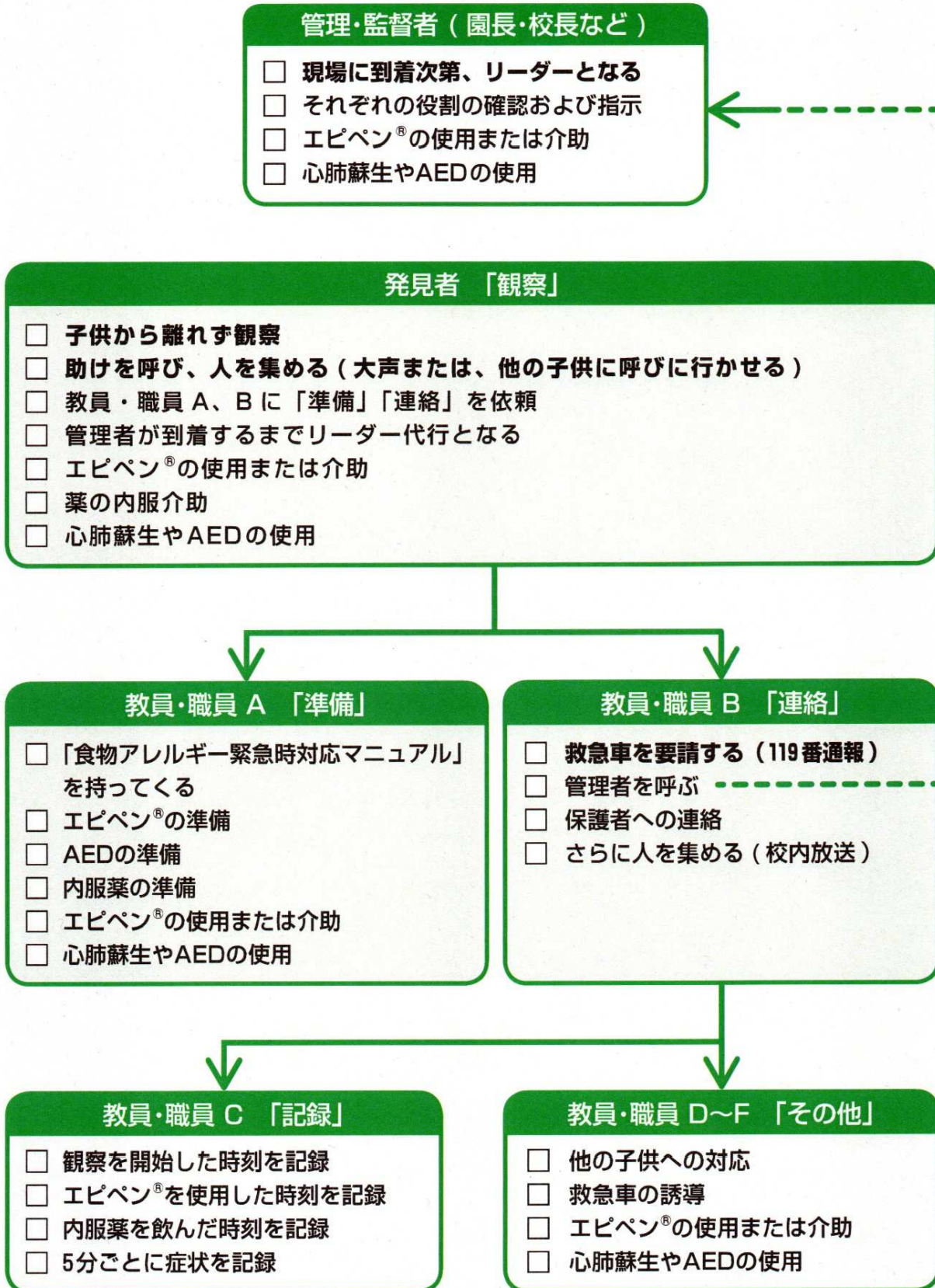
アレルギー症状	
<b>全身の症状</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意識がない</li> <li>・意識もうろう</li> <li>・ぐったり</li> <li>・尿や便を漏らす</li> <li>・脈が触れにくい</li> <li>・唇や爪が青白い</li> </ul>	<b>呼吸器の症状</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・声がかすれる</li> <li>・犬が吠えるような咳</li> <li>・のどや胸が締め付けられる</li> <li>・咳</li> <li>・息がしにくい</li> <li>・ゼーゼー、ヒューヒュー</li> </ul>
<b>消化器の症状</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・腹痛</li> <li>・吐き気・おう吐</li> <li>・下痢</li> </ul>	<b>皮膚の症状</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かゆみ</li> <li>・じんま疹</li> <li>・赤くなる</li> </ul>
<b>顔面・目・口・鼻の症状</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顔面の腫れ</li> <li>・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ</li> <li>・くしゃみ、鼻水、鼻づまり</li> <li>・口の中の違和感、唇の腫れ</li> </ul>	



# A

## 施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



# B

## 緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン<sup>®</sup>を打つ！ ただちに119番通報をする！

### B-1 緊急性が高いアレルギー症状

#### 【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

#### 【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸  
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

#### 【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

### B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン<sup>®</sup>を使用する！

→ **C** エピペン<sup>®</sup>の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

→ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン<sup>®</sup>を使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン<sup>®</sup>を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

**F** 症状チェックシート

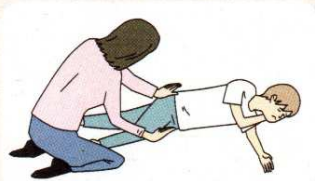
#### 安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

## ◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

## ① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け  
エピペン<sup>®</sup>を取り出す

## ② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを  
下に向け、利き手で持つ

**“グー”で握る!**

## ③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

## ④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン<sup>®</sup>の先端  
(オレンジ色の部分)を軽くあて、  
“カチッ”と音がするまで強く押し  
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない!**  
**押しつけたまま5つ数える!**

## ⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン<sup>®</sup>を太ももから離しオレ  
ンジ色のニードルカバーが伸び  
ているか確認する

**伸びていない場合は「④に戻る」**

## ⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、  
マッサージする

## 介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を  
しっかり抑え、動かないように固定する

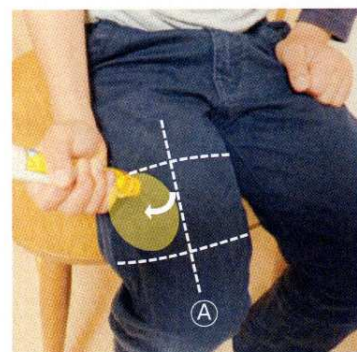
## 注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

## 仰向けの場合



## 座位の場合



# D

## 救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



119番、  
火事ですか？  
救急ですか？

救急です。



①救急であることを伝える



住所はどこですか？

○区(市町村)○町  
○丁目○番○号  
○〇保育園  
(幼稚園、学校名)です。



②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく



どうしましたか？

5歳の園児が  
給食を食べたあと、  
呼吸が苦しいと  
言っています。



③「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン®の処方やエピペン®の使用の有無を伝える



あなたの名前と  
連絡先を教えてください

私の名前は  
○×□美です。  
電話番号は…



④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

- 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

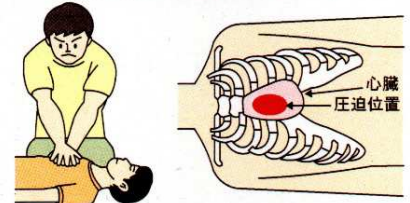


# 心肺蘇生とAEDの手順

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

## 【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く（胸の厚さの約1/3）
- ◎速く（少なくとも100回/分）
- ◎絶え間なく（中断を最小限にする）
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

**①反応の確認**  
 肩を叩いて大声で呼びかける  
 乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない

**②通報**  
 119番通報とAEDの手配を頼む

**③呼吸の確認**  
 10秒以内で胸とお腹の動きを見る



## 【人工呼吸のポイント】

- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

## 【AED装着のポイント】



- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

**④必ず胸骨圧迫！ 可能なら人工呼吸！**  
**30:2**  
 ただちに胸骨圧迫を開始する  
 人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う



## 【心電図解析のポイント】

- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

**⑤AEDのメッセージに従う**  
 電源ボタンを押す  
 パッドを貼り、AEDの自動解析に従う



## 【ショックのポイント】

- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

# F

# 症状チェックシート

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆    の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン<sup>®</sup>を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン<sup>®</sup>を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻( 時 分) 内服した時刻( 時 分) エピペン<sup>®</sup>を使用した時刻( 時 分)

全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1~2回のおう吐 <input type="checkbox"/> 1~2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み(がまんできる) <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・鼻・顔面の症状	上記の症状が 1つでもあてはまる場合	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

①ただちにエピペン<sup>®</sup>を使用する  
 ②救急車を要請する(119番通報)  
 ③その場で安静を保つ  
 (立たせたり、歩かせたりしない)  
 ④その場で救急隊を待つ  
 ⑤可能なら内服薬を飲ませる

**B** 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で  
医療機関へ搬送

①内服薬を飲ませ、エピペン<sup>®</sup>を準備する  
 ②速やかに医療機関を受診する  
 (救急車の要請も考慮)  
 ③医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、    の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン<sup>®</sup>を使用する

速やかに  
医療機関を受診

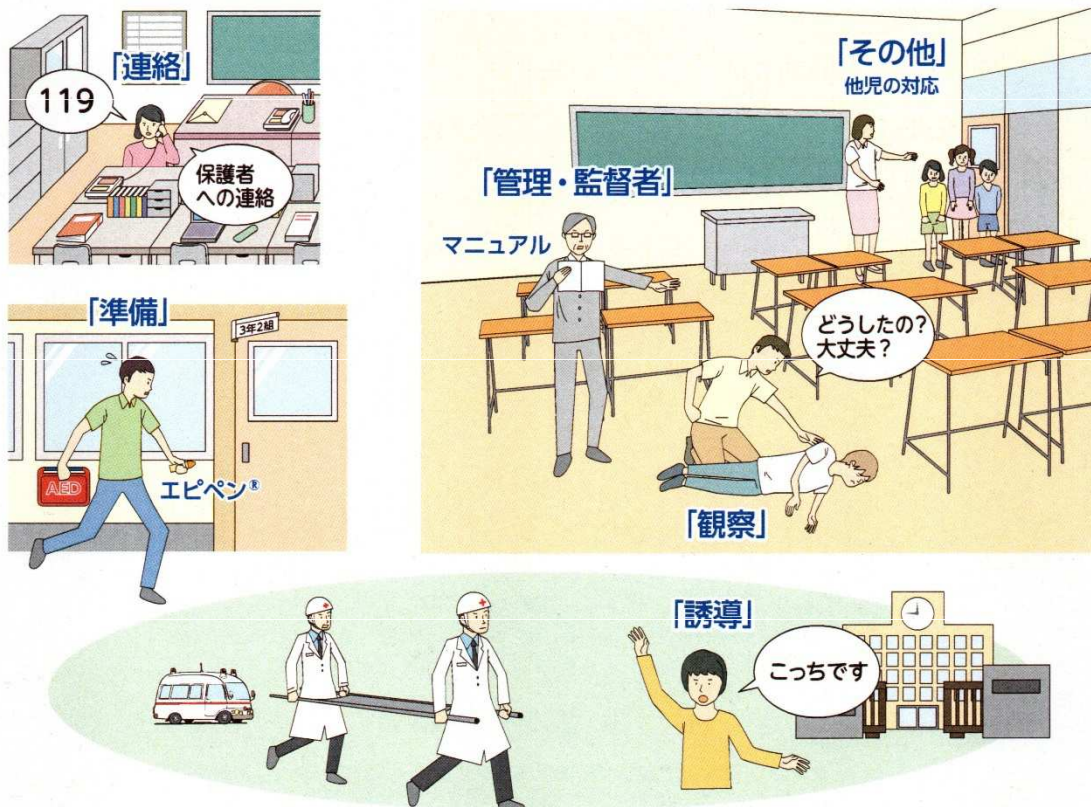
①内服薬を飲ませる  
 ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、  
注意深く経過観察

# 緊急時に備えるために

本マニュアルの利用にあたっては、下記の点にご留意ください。

- ☆保育所・幼稚園・学校では、食物アレルギー対応委員会を設置してください。
- ☆教員・職員の研修計画を策定してください。「学校のアレルギー疾患に対するガイドライン」(平成20年 財団法人日本学校保健会発行)を参考として校内・施設内での研修を実施してください。
- ☆緊急対応が必要になる可能性がある人を把握し、生活管理指導表や取組方針を確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を職員全員で共有してください。
- ☆緊急時に適切に対応できるように、本マニュアルを活用して教員・職員の役割分担や運用方法を決めておいてください。
- ☆緊急時にエピペン®、内服薬が確実に使用できるように、管理方法を決めてください。
- ☆「症状チェックシート」は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用してください。
- ☆エピペン®や内服薬を処方されていない(持参していない)人への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断してください。その場合、「エピペン®使用」や「内服薬を飲ませる」の項は飛ばして、次の項へ進んで判断してください。



平成26年4月発行

〔発行〕 福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課

〔参考〕 東京都健康安全研究センター発行

「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」

〔この冊子は、東京都の許諾を得て作成しました 承認番号 25健研管第5786号〕

## 第4章 学校生活（給食以外）での留意点

食物アレルギーについては、学校生活上、給食以外にも留意しなければならないことがある。定型的な給食とは異なるため、事前に様々な想定を行い、学校生活管理指導表（様式2-3）に基づいた対応を検討しておく必要がある。

### 1 校内における教育活動

ガイドライン P77 参照

- (1) 家庭科、生活科、総合的な学習の時間、特別活動、課外活動等

調理実習等食品を使う活動の場合、学級担任・教科担任等は、使用する食品を保護者に伝え、原因食物が含まれていないかを必ず事前に確認する。「加工食品」に含まれるアレルギー物質の表示にも注意し、アレルゲンが含まれる場合は別メニューにする等の配慮を行う。重篤な症状を発症する児童がいる場合は、原則として、コンタミネーションの危険がある食品は使用しない。

- (2) 体育・保健体育

ガイドライン P78 参照

食物依存性運動誘発性アナフィラキシーの児童は、給食での対応を行うとともに、食後の運動について配慮する。

- (3) 落花生（ピーナッツ）は、重篤な症状を引き起こす可能性が高く、“吸い込む”ことや“触れる”ことも発症の原因となるため、学校では取り扱わない。

例) 栽培、調理、豆まき

- (4) 牛乳パックの洗浄

ガイドライン P77 参照

リサイクルを体験する目的で、児童が給食後に牛乳パックの解体、洗浄、回収する場合、牛乳が周囲に飛び散ることは避けられない。微量の牛乳が皮膚に接触するだけで症状をきたす最重症の児童にとっては、周囲で行われるだけでも大変危険なため、十分な配慮が必要となる。

- (5) 小麦粘土を使った図工授業

ガイドライン P77 参照

小麦粘土で遊んだり造形をしたりする場合、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状をきたす児童がいる。そのため、小麦アレルギーの児童が在籍する場合には、粘土の原料にも留意する。

### 2 校外学習・宿泊を伴う行事

ガイドライン P79 参照

- (1) 食物アレルギーの児童が、なるべく他の児童と同じような校外学習・宿泊が行えるよう、保護者からの情報をもとに、学習内容・宿泊場所等を検討し、旅行業者、利用・宿泊施設の管理者・食事提供担当者に伝えるとともに、学校はどの場面でどのような対応・配慮を行うかをあらかじめ確認しておく。

- (2) 宿泊先や昼食場所等での食事内容、体験学習の内容等について事前に確認し、担任は保護者に伝え、対応が必要な場合は保護者と相談する。
- (3) 友達同士での弁当や菓子類のやりとり等は禁止し、おやつや飲み物・自由行動での食事内容にも注意する。
- (4) そばアレルギーを有する児童がいる場合は、宿泊施設でのそばがら枕の有無や、利用する施設の使用状況、昼食に利用する店舗の調理環境等についても確認し、対応を検討する。
- (5) 症状が出たときの対応、通常使用している医薬品の使用状況等が、「申請書《取組プラン》」（様式 1-2）と相違ないか、保護者に確認する。原則として、医薬品は当該児童が持参し、本児が自分で使用できるようにしておく。現地で発症して医療機関等を受診する際に、医薬品名や服用等の有無を伝える必要があるので、学校は、主治医から処方された医薬品名と使用容量を把握しておく。
- (6) 宿泊先周辺の緊急対応が可能な医療機関の情報を収集し、必要に応じて、医療機関・消防機関へ事前連絡を行い、連携を図る。  
また、緊急時の連絡体制、対応、搬送先（宿泊先周辺の適切な医療機関）等の決定内容は対象保護者と確認するとともに、教職員間で共通認識を図る。
- (7) 該当児童の「申請書《取組プラン》」（様式 1-2）と「緊急時個別対応表」（資料 1-1）を持参し、本児のアレルギー情報、主治医の連絡先、保護者の連絡先等が明確になるようにしておく。

# 様 式

全小学校、共通で使用するものです。

様式 1 - 1	学校給食における食物アレルギー対応役割分担表-----	①
様式 1 - 2	食物アレルギー個別対応給食申請書《取組プラン》-----	②
様式 2 - 1	食物アレルギー調査票（就学時健診）-----	③
様式 2 - 2 - 1	学校給食に係る食物アレルギー等調査票（新1年生用）-----	④
様式 2 - 2 - 2	学校給食に係る食物アレルギー等調査票（転入生用）-----	⑤
様式 2 - 3	学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）-----	⑥
様式 2 - 4 - 1	学校給食飲用牛乳の停止届-----	⑦
様式 2 - 4 - 2	学校給食飲用牛乳の開始届-----	⑧
様式 2 - 5 - 1	学校給食の停止届-----	⑨
様式 2 - 5 - 2	学校給食の開始届-----	⑩
様式 2 - 6 - 1	学校給食用主食の停止届-----	⑪
様式 2 - 6 - 2	学校給食用主食の開始届-----	⑫
様式 2 - 7	食物アレルギー対応解除申請書-----	⑬
様式 3 - 1	学校給食における食物アレルギー発症報告書-----	⑭

## 学校給食における食物アレルギー対応役割分担表

	児童	保護者	主治医	校長	教頭	栄養 教諭等	養護教諭	担任	他教員	保健主任	調理員	学校医	同級生
<b>(1)対応申請の確認</b> ：保護者に学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出依頼をする。													
①保護者への通知				◎	◎	◎	●	●					
②学校生活管理指導表、申請書《取組プラン》の配布						◎	●	●					
③学校生活管理指導表、申請書《取組プラン》の提出		●	●			◎	●	●					
<b>(2)個別面談</b> ：書類が提出された対象者に、保護者との個別面談を実施する。													
①日程調整						◎	●	●					
②個別面談				◎	◎	◎	◎	◎			▲		
<b>(3)対応実施の決定</b> ：面談の結果を受けて対応委員会を開催し、対応方法の決定を行う。（主治医や学校医と連携）													
①対応委員会開催と対応内容決定			▲	◎	◎	◎	◎	●	●	●	▲	▲	
②校内への情報周知				◎	◎	◎	◎			●			
③保護者への通知		●				◎	◎	●					
<b>(4)対応の開始</b> ：学校給食における食物アレルギー対応を開始する。													
①献立表の作成・確認				●	▲	◎	▲				●		
②献立表の配布・保護者との確認		●				◎		●					
③調理・盛付・確認						◎					◎		
④受渡し・配膳	●					●		◎	▲		◎		
⑤喫食前の確認	●			●	●	▲		◎	▲				
⑤給食指導	●			●	▲	◎		◎	▲				▲
<b>(5)見直し・個別指導</b> ：定期的及び随時見直しを行う。個別指導を行う。													
①見直し		▲	▲	◎	◎	◎	◎	◎	●	●	●	▲	

◎：主に役割を担っている      ●：役割がある      ▲：場合によっては役割がある

申請日 年 月 日

## 食物アレルギー個別対応給食申請書《取組プラン》

学校長 様

1 申請者 裏面の「情報共有に関する同意について」を承諾の上、申請します。

児童学年氏名 年 組 氏名

保護者氏名 ※自署以外の場合は記名押印のこと。

緊急時の連絡先 ① 氏名 続柄 TEL

緊急時の連絡先 ② 氏名 続柄 TEL

緊急時の搬送先医療機関名 TEL

2 アナフィラキシー発症歴………〈 あり なし 〉

※アナフィラキシー〈あり〉の場合のみ下の表に記入してください。

時期 ( 歳)	原因食品	症状(直近のものから記入)	ショック
年 月( 歳)			有・無
年 月( 歳)			有・無
年 月( 歳)			有・無

3 処方薬と保管場所

※学校生活管理指導表に記載されている〈緊急時に備えた処方薬〉について記入してください。

内服薬: なし あり( )	軟膏: なし あり( )
保管場所:	
エピペン 保管場所:	

4 個別対応の具体的取組 ※ 除去の対応は①～⑦の7食品のみとなります。(加工品を含む)

(1) 下の食品の中で、医師より「食べられない」と指示を受けているものに☑をつけてください。

① <input type="checkbox"/> 卵 (うずら卵を含む)	② <input type="checkbox"/> 乳製品 <input type="checkbox"/> 飲用牛乳 (200cc)
③ <input type="checkbox"/> えび (干しえびを含む)	④ <input type="checkbox"/> かにか ⑤ <input type="checkbox"/> いか
⑥ <input type="checkbox"/> あさり	⑦ <input type="checkbox"/> アーモンド
⑧ <input type="checkbox"/> その他【	】

(2) 食物アレルギーの原因食品を食べた場合の症状を記入してください。

原因食品	症状	対応手順等	最終既往年月
<例> 卵	口の中がかゆくなる⇒治まらない⇒強くなる	口をすすぐ⇒A薬を飲む⇒B薬を塗る	●年●月(●歳頃)

(3) 医師より「食べられない」と指示を受けた食品の負荷試験について記入(☑)してください。

している していない その他( )





## 学校給食に係る食物アレルギー等調査票（新 1 年生用）

新 1 年生 児童氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※自署以外の場合は記名押印のこと。

春日市の学校給食では、食物アレルギーへの対応について、保護者の方からの「学校生活管理指導表（医師による診断書）」及び「食物アレルギー個別対応給食申請書《取組プラン》」の提出により、原因となる食品の除去及び代替食などを実施しています。実施にあたっては、「春日市小学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、ある一定の約束を決めています。

また、原因食品が多数の場合は、給食ではなく家庭からお弁当を持参できます。

安心して給食を実施していくために、この調査において、一人一人の食物アレルギー等について、正確に把握したいと考えています。ご理解とご協力よろしくお願いします。

該当しない場合も、提出をお願いします。

提出期限 月 日（ ）

なお、除去、代替食、弁当持参など食物アレルギーの対応を申請される方は、入学前に面談を行います。

次の該当する【調査項目】に（○）又は（記入）をお願いします。

## 〔 調 査 項 目 〕

問 1 あなたのお子様は 医師 により、食物アレルギーだと診断されましたか？

- ① はい（ ） \_\_\_\_\_ 歳頃      ② いいえ（ ）

問 2 あなたのお子様は、食物アレルギー以外の疾患で、食事制限等の指示を受けていますか？

- ① はい（ ）      ② いいえ（ ）

★ 問1及び問2にて「はい」と答えられた方のみ、以下の質問に答えて下さい。

★ 現在も その原因となる食品は 医師 より食べないように指示されていますか？

- ①はい（ ）    ②症状がでるかどうかわからない（ ）    ③いいえ（ ）

※上の問にて①「はい」②「症状がでるかどうかわからない」と答えられた方のみ、原則として「学校生活管理指導表【食物アレルギー疾患用】」の提出が必要になります。栄養教諭（栄養士）までおたずねください。

## 学校給食に係る食物アレルギー等調査票（転入生用）

年 組 児童氏名

保護者氏名

※自署以外の場合は記名押印のこと。

春日市の学校給食では、食物アレルギーへの対応について、保護者の方からの「学校生活管理指導表（医師による診断書）」及び「食物アレルギー個別対応給食申請書《取組プラン》」の提出により、原因となる食品の除去及び代替食などを実施しています。実施にあたっては、「春日市小学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、ある一定の約束を決めています。

また、原因食品が多数の場合は、給食ではなく家庭からお弁当を持参できます。

安心して給食を実施していくために、この調査において、一人一人の食物アレルギー等について、正確に把握したいと考えています。ご理解とご協力よろしくお願いします。

該当しない場合も、提出をお願いします。

なお、除去、代替食、弁当持参など食物アレルギーの対応を申請される方は、事前に面談を行います。

次の該当する【調査項目】に（○）又は（記入）をお願いします。

## 〔調 査 項 目〕

問1 あなたのお子様は 医師 により、食物アレルギーだと診断されましたか？

- ① はい（ ） \_\_\_\_\_ 歳頃      ② いいえ（ ）

問2 あなたのお子様は、食物アレルギー以外の疾患で、食事制限等の指示を受けていますか？

- ① はい（ ）      ② いいえ（ ）

★ 問1及び問2にて「はい」と答えられた方のみ、以下の質問に答えて下さい。

★ 現在も その原因となる食品は 医師 より食べないように指示されていますか？

- ①はい（ ）    ②症状がでるかどうかわからない（ ）    ③いいえ（ ）

※上の問にて①「はい」②「症状がでるかどうかわからない」と答えられた方のみ、原則として「学校生活管理指導表【食物アレルギー疾患用】」の提出が必要になります。栄養教諭（栄養士）までおたずねください。

年 組 氏名 ( ) 歳 提出日 年 月 日

**学校生活管理指導表【食物アレルギー疾患用】** ※医師により記入

- 食物アレルギー ( あり なし )  
 ○ アナフィラキシー ( あり なし )

**【病型・治療】**

A 食物アレルギー病型  
 (食物アレルギーありの場合のみ記載)

1. 即時型  
 2. 口腔アレルギー症候群  
 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

B アナフィラキシー病型  
 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)

1. 食物〔原因 \_\_\_\_\_ 〕  
 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー  
 3. 運動誘発アナフィラキシー  
 4. 昆虫  
 5. 医薬品  
 6. その他〔 \_\_\_\_\_ 〕

記載日	令和	年	月	日
医師名				
印				
医療機関名:				
緊急 時 連 絡 先	★医療機関名			
	★電話番号			

C 原因食物・除去根拠 (該当する食品番号と除去根拠①～④に○、( )内に該当する食品すべてを記載)

除去根拠 原因食品(食品名)	①明らか な症状の 既往	②食 物 負荷試験 陽性	③IgE 抗体 等検査 結果陽性	④症 状 出現の 可能性有
1 鶏卵				
2 牛乳/乳製品( )				
3 小麦				
4 そば				
5 ピーナッツ				
6 木の实( )				
7 甲殻類(エビ・カニ )				
8 果物類( )				
9 魚類( )				
10 肉類( )				
11 ごま( )				
12 その他( )				
13 その他( )				
14 その他( )				
15 その他( )				

**【学校生活上の留意点】**

- A 給食  
 1. 管理不要  
 2. 管理必要  
 <留意事項>  
 ※詳しくお願いします。
- B 食物・食材を扱う授業・活動  
 1. 管理不要  
 2. 管理必要
- C 運動(体育・部活動等)  
 1. 管理不要  
 2. 管理必要
- D 宿泊を伴う校外活動  
 1. 管理不要  
 2. 管理必要
- E 厳しい除去が必要なもの  
 ※下の食品に○がついた場合弁当持参の対応となる。  
 ・牛乳：乳糖等 ・大豆：みそ等 ・小麦：醤油等  
 ・鶏卵：卵殻カルシウム ・ごま：ごま油等  
 ・魚類：かつおだし・魚醤等 ・肉類：エキス
- F その他の配慮・管理事項(自由記載)

D 緊急時に備えた処方薬

1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)  
 2. アドレナリン自己注射薬(エピペン)  
 3. その他〔 \_\_\_\_\_ 〕

E アレルギー症状について

気管支ぜん息	有 無	アレルギー性結膜炎	有 無
アトピー性皮膚炎	有 無	アレルギー性鼻炎	有 無

## 学校給食飲用牛乳の停止届

春日市立 小学校長 様

下記の事由により \_\_\_\_\_ 年 月 日 から \_\_\_\_\_ 年 組 氏名  
の学校給食飲用牛乳の停止をお願いします。

記

〔事由〕 ○ アレルギー 〔 \_\_\_\_\_ 〕

○ その他 〔 \_\_\_\_\_ 〕

\_\_\_\_\_ 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※自署以外の場合は記名押印のこと。

※ 上記の「学校給食飲用牛乳の停止届」に署名し、ご提出ください。

## 学校給食飲用牛乳の停止確認書

\_\_\_\_\_ 年 組

氏名 \_\_\_\_\_ さんの 保護者様

学校給食飲用牛乳停止の申し出により、\_\_\_\_\_ 年 月 日から飲用牛乳を停止いたしましたので、お知らせいたします。

※ 停止期間の給食費の返金については、〇〇〇〇〇行います。

⇒〇〇〇〇〇は、各学校の実態に応じて記入すること。(例:年度末に一括して)

\_\_\_\_\_ 年 月 日  
春日市立 小学校  
校長

# 学校給食飲用牛乳の開始届

春日市立 小学校長 様

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 から \_\_\_\_年 \_\_\_\_組 氏名 \_\_\_\_\_ の

学校給食飲用牛乳の開始をお願いします。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※自署以外の場合は記名押印のこと。

※ 上記の「学校給食飲用牛乳の開始届」に署名し、ご提出ください。

# 学校給食飲用牛乳の開始確認書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組

氏名 \_\_\_\_\_ さんの 保護者様

学校給食飲用牛乳開始の申し出により、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から飲用牛乳を開始いたしましたので、お知らせいたします。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
春日市立 小学校  
校長

# 学校給食の停止届

春日市立 小学校長 様

下記の事由により \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 氏名 \_\_\_\_\_ の学校給食の停止をお願いします。

記

〔事由〕

- アレルギー [ 診断書等 \_\_\_\_\_ 有 \_\_\_\_\_ 無 \_\_\_\_\_ ]
- 長期の欠席
- その他 [ \_\_\_\_\_ ]

※ 給食の停止は、申請日の5日後から可能です。停止の日付は、申請日から5日以上後の日付でお願いします。

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※自署以外の場合は記名押印のこと。

※ 上記の「学校給食の停止届」に署名し、ご提出ください。

# 学校給食の停止確認書

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組

氏名 \_\_\_\_\_ さんの 保護者様

学校給食停止の申し出により、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで学校給食を停止しますので、お知らせいたします。

※ 停止期間を延長する場合は、再度、「学校給食の停止届」の提出、また、停止期間を中断し、給食を開始する場合は、「学校給食の開始届」の提出が必要です。

給食の停止及び開始は、申請日の5日後から可能となりますので、停止期間を延長または中断する場合は、早めに届出をお願いします。

※ 停止期間の給食費の返金については、〇〇〇〇〇行います。

⇒〇〇〇〇〇は、各学校の実態に応じて記入すること。(例:年度末に一括して)

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

春日市立  
小学校  
校長

小学校

## 学校給食の開始届

春日市立 小学校長 様

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 から \_\_\_\_年 \_\_\_\_組 氏名 \_\_\_\_\_の学校給食

の開始をお願いします。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※自署以外の場合は記名押印のこと。

※ 上記の「学校給食の開始届」に署名し、ご提出ください。

## 学校給食の開始確認書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組

氏名 \_\_\_\_\_さんの 保護者様

学校給食開始の申し出により、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から学校給食を開始しましたので、  
お知らせいたします。\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
春日市立 小学校  
校長

# 学校給食用主食の停止届

春日市立 小学校長 様

下記の事由により \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 氏名 \_\_\_\_\_ の学校給食用主食の停止をお願いします。

## 記

〔事由〕

- アレルギー [ 診断書等 有 無 ]  
○ その他 [ ]

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※自署以外の場合は記名押印のこと。

※ 上記の「学校給食用主食の停止届」に署名し、ご提出ください。

# 学校給食用主食の停止確認書

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組

氏名 \_\_\_\_\_ さんの 保護者様

学校給食用主食停止の申し出により、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで主食を停止しますので、お知らせいたします。

※ 停止期間の給食費の返金については、〇〇〇〇〇行います。

⇒〇〇〇〇〇は、各学校の実態に応じて記入すること。(例:年度末に一括して)

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
春日市立 小学校  
校長

## 学校給食用主食の開始届

春日市立 小学校長 様

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 から \_\_\_\_年 \_\_\_\_組 氏名 \_\_\_\_\_ の

学校給食用主食の開始をお願いします。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

※自署以外の場合は記名押印のこと。

※ 上記の「学校給食用主食の開始届」に署名し、ご提出ください。

## 学校給食用主食の開始確認書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組

氏名 \_\_\_\_\_ さんの 保護者様

学校給食用主食開始の申し出により、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日から主食を開始いたしましたので、お知らせいたします。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日  
春日市立 小学校  
校長

春日市立 学校長様

## 食物アレルギー対応解除申請書

年 月 日

保護者氏名

※自署以外の場合は記名押印のこと。

医師から食物アレルギーに対する管理および配慮不要と診断され、医師の指導のもと、原因食物を家庭等において十分な回数摂取し、安全性が確認されましたので、下記のとおり学校での対応を解除することについて申請します。

## 記

学 校 名	春日市立 学校
学 年 ・ 組	年 組
児童氏名	
生 年 月 日	年 月 日
学校における対応について 解除を申請する内容	
解除年月日	年 月 日
指示のあった医療機関名・医師名	医療機関 :
	医師名 :

※ 保護者は、写しを保管すること

&lt;学校記載欄&gt;

申請書受領日 年 月 日

対応解除開始日 年 月 日

## ○食物アレルギー対応の解除について

次の項目（1～3）に該当する場合は、食物アレルギー対応の解除を行うこととする。

1. 医師の指導のもと、原因食物の経口負荷試験を行って症状がでないことを確認。
2. 家庭において、原因食物を複数回摂取し、症状がでないことを確認。
3. 医師により食物アレルギーに対する管理および配慮不要と診断されたことを確認。

### <解除申請の流れ>

- ① 保護者が食物アレルギー対応解除の申し出を行う。
- ② 学校は「食物アレルギー対応解除申請書」を保護者へ渡す。
- ③ 保護者は「食物アレルギー対応解除申請書」を記入し、学校へ提出する。
- ④ 学校は、「食物アレルギー対応解除申請書」の内容を確認後、保護者との面談等を行い、医師の指導内容や家庭における原因食物の摂取状況等を把握・確認し、食物アレルギー対応委員会で対応の解除を行うか検討の上、解除の決定を行う。
- ⑤ 食物アレルギーに対する対応の解除が決定したら、学校は「食物アレルギー対応解除申請書」の<学校記載欄>に対応解除開始日を記載し、写しを保護者へ渡す。
- ⑥ 学校は、「食物アレルギー対応解除申請書」の原本を保管する。

年 月 日

### 学校給食における食物アレルギー発症報告書

教育委員会名

確認者(職・氏名)

校長名

記入者(職・氏名)

学校名	
電話番号	
共同調理場名	*該当する場合記入

発症日時	年 月 日( ) 時 分	
発症者について	第 学年 男 ・ 女	
既往アレルギー	有 ( ) ・ 無	
学校給食における対応内容		
学校におけるアレルギー発症既往	有 (いつ 原因 ) ・ 無	
アナフィラキシーの既往	有 (いつ 原因 ) ・ 無	
学校生活管理指導表の提出	有 ・ その他の医師の診断書 ・ 無	
内服薬の所有	有 (保管場所 ) ・ 無	
エピペンの所有	有 (保管場所 ) ・ 無	
発症場所		
原因となった食品及び料理		
当日の給食献立(対応食含む)		
救急車の要請	有 (要請から到着までの時間 分、同乗者職等 ) ・ 無	
エピペン使用	有 (発症から注射までの時間 分、使用者職等 ) ・ 無	
保護者への連絡	有 (発症から連絡がついた時間 分) ・ 無	
医師の 診断内容等	診断名	
	入院期間	有 ( 日間) ・ 無
	通院、療養期間	通院 ・ 療養 有 ( 日間) ・ 無

発症者の様子と対応の経過

※複数枚になってかまわない。

<input type="checkbox"/> 給食時間から発症まで ○○:○○ 給食開始(食べ始め)時刻、終了(食べ終わり)時刻 給食喫食の状況(対応食の喫食、おかわりの有無等) 食事後から発症時までの発症者の活動の状況(運動の有無、種類等) ○○:○○ 発症時刻、そのときの発症者の症状(本人の訴え、第三者から見た様子)
<input type="checkbox"/> 発症してからの対応等 ○○:○○ 発症者の発見(発見者または教職員の中で第一に状況を知った者) ○○:○○ 発症者の状態と教職員の対応(誰が、誰に、何を、どうした)を時系列で記載
<input type="checkbox"/> 今後の対応について校内委員会で協議した内容、改善点、市町村教育委員会の指示等

○医療機関を受診したものについて報告すること。なお、重篤な症状である場合はその日のうちに報告すること。

○発症日から原則1週間以内に報告書を提出すること。対応が続いている場合であっても、まずは発症したことについて報告し、後日追記した上で、再度報告すること。



## 2月 食物アレルギー対応表

年 組

春日市立 小学校

《保護者用》 《担任用》

《給食室用》 《栄養教諭》

原因食品【 】

学校確認

## ☆今月の食物アレルギーに関する内容

※アレルギー食品がある 又は 代替料理が必要な方は、「記入欄」に《○》をつけてください。

日付	曜日	記入欄 《○》	献立	原因食品	代替	対応内容
1	金		鯛の生姜煮	いわし		提供しない
1	金		切り干し大根の卵とじ	卵		除去
5	火		野菜の卵とじ	卵		除去
6	水		ライ麦食パン			主食持参
6	水		里芋のシチュー	バター、牛乳、 生クリーム		除去
7	木		かみかみきんぴら	さきいか		除去
8	金		厚揚げの煮物	うずら卵		除去
8	金		くるみじゃこの塩麹炒め	くるみ		除去
12	火		みそおでん	うずら卵		除去
13	水		山型パン			主食持参
13	水		ほうれん草のオイルパスタ	卵そぼろ		除去
15	金		ビーンズカレーライス	ドライカレー、 バター		除去
15	金		フルーツヨーグルト	ヨーグルト		除去
19	火		とんこつラーメン	豚骨スープ(乳)		除去
20	水		胚芽食パン			主食持参
20	水		鯛のアーモンドフライ	いわし		提供しない
21	木		エビピラフ	えび		主食持参
21	木		トマトオムレツ		⇒	照焼チキン
22	金		さんまかぼすレモン煮	さんま		提供しない



